

事務連絡
令和5年7月21日

高齢者施設等の管理者 様
介護保険サービス事業所の管理者 様
(政令市・中核市所在の施設を除く)

兵庫県福祉部高齢政策課長

熱中症予防対策の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

近畿地方は7月20日に梅雨明けしたとみられますが、今夏も気温の高い日が続く恐れがあり、熱中症予防対策に万全を期することが重要です。

このため、各高齢者施設、事業所におきましては、令和5年7月19日付け厚生労働省事務連絡等を参考として、対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、昨年、県内の通所介護事業所において、熱中症の危険性が高まる時期に、夕刻から翌朝までの間、利用者が送迎用の車両の中に取り残されるなど、利用者の心身に重大な影響を及ぼす恐れのある事案が発生しています。

利用者の送迎を行う各施設・事業所におかれては、同様事案の発生防止のため、適切な方法により確実に乗降確認が行われるよう、改めて職員への指導、注意喚起等の徹底をお願いします。

(厚労省事務連絡) 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について (再周知依頼)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001122283.pdf>



高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)
e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp